

直前東大日本史発展演習

【1 回目】



問題

【1】

解説

【着眼点】

平安初期の軍事力削減の背景を国内・国際の両面から述べることが要求されている。年表が与えられていることから国際的背景は年表から捉え、国内情勢については知識を動員して考えることになる。この時期が律令制の再建がはかられた時期であることを考慮に入れて、律令の軍事制度とその矛盾という観点から考えよう。

【知識の整理】

● 8世紀後半の東アジア情勢

《唐》

唐帝国の動揺は、751（天平勝宝3）年に高仙芝を将軍とする唐軍がアッバース朝のイスラム軍に敗れたタラス河畔（中央アジア）の戦い頃から顕在化し、755（天平勝宝7）年、汜陽・平盧・河東の辺要の3節度使（節度使は管轄地域の軍事権に加えて民政・財政の権限も付与されて独立性を持っていた）を兼任する寵臣安祿山が、楊貴妃の一族の宰相楊国忠との対立から反乱を起こすに及んで決定的となった。安祿山は長安に攻め上って大燕皇帝と称し、玄宗は蜀へと落ちのびた。

安祿山は757（天平宝字元）年に息子の慶緒に殺害されるが、この反乱は息子の慶緒、武將史思明・朝義父子に引き継がれて、763（天平宝字7）年にウイグルの援助によって鎮圧されるまで9年に及んだ。

このいわゆる安史の乱以後唐の体制は衰退を始め、地方では、各地の藩鎮（節度使の軍事・行政機構）が独立性を強めて、782（延暦元）年には河北の3節度使（河朔三鎮）がそれぞれ王を称して反乱を起こすなどの事件が起り、中央の政治も宦官によって壟断されるようになった。また、均田制・租庸調制も行き詰まって、780（宝亀11）年には兩税法が施行されている。このように衰退を始めた唐には日本への遠征の可能性はすでになくなっていった。

《新羅》

新羅は562年の大加羅（任那）滅亡以来日本にとって潜在的な敵国であり続けた。663年の白村江の戦い以後も、使節は互いに往来しながらも日本は新羅の服属をねらっていた。唐が半島から撤退し新羅が半島支配を確立するまでの7世紀後半には、新羅も日本に妥協的な態度をとっていたが、半島支配を確立した新羅にはもはやその必要はなく、8世紀になると新羅は日本の度重なる朝貢要求を拒絶した（このため758〈天平宝字2〉年には安祿山の乱を渤海経由で知った藤原仲麻呂が新羅征討を計画している）。

一方、新羅では768（神護景雲2）年には大恭・大廉らによる反乱が起こるなど内乱状態が続き、780（宝亀11）年には恵恭王が殺害され、宣徳王が即位するなど、国内は混乱状態にあった。この混乱の中で日本からの侵攻を避けるために779（宝亀10）年に貢朝使として金蘭孫が来日し、日本にとって悲願であった半島からの御調がもたらされた。日本はこのことを、新羅が日本の半島支配権を認めたとして捉え、敵国としての新羅はこの時点で消滅したといえる

(もっとも新羅はこのあと二度と朝貢使を送っては来なかった)。

●律令制下の農民

律令制下の農民は国家から班給された口分田を耕作することで、社会生活を送る保障をされているのが建前であった。しかし、実際には多くの場合口分田からの収穫だけでは生計が成り立たず、乗田(口分田以外の公田)や寺社・貴族の私有田を原則1年、収穫の5分の1を地子として支払って耕作し(賃租)、なんとか生計を保っていた。一方農民には、租の他に、庸・調・雑徭などの人頭税や兵役に加えて、庸・調を都まで運ぶ運脚、出挙の利子などの負担などがあり、国家・国司に対する負担は非常に重かった。

中でも雑徭・兵役などの労役は農民の大きな負担となった。成人男子には、国司の命令で官路の普請や灌漑水路の修築などを行う雑徭が、正丁(21才から60才男子)で年間60日課せられ、正丁の3人〜4人に一人の割合で兵役が課されて諸国の軍団(全国で約140)に所属し、一定の期間交替で訓練を受けた。兵士の中には、宮城や京内の警備にあたる衛士に選抜される者もあり(期間は1年とされているが実際には守られていなかったと思われる)、東国の農民には3年間九州北部沿岸の防備につく防人に当たる者もいた。

これらの農民の負担をさらに過酷なものにしたのは、地方官として諸国に派遣された国司の存在であった。国司には、その特権として政府米の貸付の権限と任地での営田が許されていたため、国司の大半は国家の権力を背景に原野の開墾や耕地の買得を行って農業経営を拡大した。その労働力として、雑徭で召集した農民や軍団に上番する兵士が私的に使役されたため、農民の負担はさらに増大することになった。

以上見てきたように律令制下の農民の生活には過酷なものがあつたため、任地から逃亡する衛士や防人、労役や貢納を忌避して本籍地を離れる農民が相次ぎ(浮浪・逃亡)、8世紀の後半(奈良時代末期)には、調・庸の未納や品質の悪化、兵士の弱体化が進行して、律令国家は軍事・財政体制の再構築を迫られていた。

●桓武・嵯峨の軍縮政策

平安時代初期の課題となった律令体制の再構築は根本的には農民負担の軽減を必要としたが、その政策は、(1)国司の地方支配の矯正、(2)農民の労役負担の軽減、の2点に集約される。

(1)国司の地方支配の矯正

桓武天皇は786(延暦5)年、全国の国司・郡司に格を下して、貢納期の厳守・治水などの勸農・農民人口の増加、という各自の本来の吏務の励行を命じたのに続き、国司に、規定以外の水田や陸田を開発すること、任務終了後現地に留まること(いわゆる土着国司)を禁じた。また、国司の交替に際し、解由状(国司の解任に支障がない旨を記した文書、後任者が前任者に渡す)を受けるまでの期間を120日と定め、797(延暦16)年頃には、勘解由使を設置して国司交代の監察に当たらせて、国司の任務の忠実な励行をはかった。

(2)農民の労役負担の軽減

桓武天皇は、公出挙の利率を5割から3割に減らすとともに、795(延暦14)年、雑徭の日数を年間60日から30日に半減し、農民の負担の軽減をはかった。

兵制については、すでに光仁天皇の時代に辺境を除いて軍団兵士の削減がはかられていたが、

桓武天皇は792（延暦11年）に西海道・陸奥・出羽を除く諸国の軍団を廃止し、郡司や富裕農民の子弟を国ごとに20人～200人徴用して60日交替の分番勤務にあてる健児の制を設置した。唐・新羅の脅威が薄れるにつれて軍縮政策は西海道にも及び、795（延暦14）年には防人司が廃止され、799（延暦18）年には諸国の烽も廃止された。

この政策は嵯峨天皇にも引き継がれ、813（弘仁4）年には、西海道の軍団兵士もほぼ半分に削減された。さらに、軍団兵士制自体も826（天長3）年には廃止され、以後は大宰府に衛卒200人・選士400人が、周辺諸国には選士1320人が、富豪農民の子弟などから選抜して置かれた。彼らには給与も支払われるようになり、平安時代初期には「兵士を一人点ずれば、一戸が減じる」（『続日本紀』）といわれた軍団兵士制は全廃されて農民の負担の軽減がはかると同時に、兵士の質の向上もはかられた。

●中外無事

最後に30年にわたって戦われた蝦夷戦争の顛末の概略に触れる。

奈良時代から律令政府は東国農民の東北への入植（柵戸）と帰順した蝦夷の移住を通じて東北への浸透をはかっていたが、光仁天皇末年の780（宝亀11）年、郡司に任じられていた蝦夷の伊治咎麻呂が多賀城を襲うという大規模な争乱が起これば、以後数次にわたって東北への大規模な派兵を行った。

桓武天皇は788（延暦7）年に紀古佐美を征東大使とし、東海・東山両道の富豪農民の子弟や板東の香取・鹿島社の奴を動員して北上川中流域の胆沢地方の制圧をめざした。この派兵は蝦夷の族長阿弼流為によって阻まれたが、794（延暦13）年には征夷大使大伴弟麻呂、副使坂上田村麻呂を派遣して阿弼流為を圧迫し、さらに797（延暦16）年には、前年に陸奥守兼鎮守府将軍になって東北の平時における軍事・行政権を与えられていた田村麻呂を征夷大將軍に任命して東北征討の最高責任者とした。田村麻呂は、801（延暦20）年に天皇から節刀を授かって出兵すると、翌802（延暦21）年には胆沢城を築き、阿弼流為を帰順させて、鎮守府を多賀城から移した。

田村麻呂は翌年には志波城（現岩手県盛岡市）を築いて支配を北上川上流域まで拡大し、さらに811（弘仁2）年には文室綿麻呂が志波城の南に徳丹城を築いたことで、30年にわたった蝦夷戦争は小康状態を得、問題文にあるように813（弘仁4）年には律令政府が「中外無事」を宣言する状況が整っていた。

解答例

国際的には、唐が安史の乱以降衰退し、対立していた新羅も日本への朝貢を行う一方で国内は政変による混乱状態にあったため、対外的緊張は緩和され、防備の必要は減少していた。国内では課役の負担の重さや国司の不正な使役で班田農民は疲弊を深め、浮浪・逃亡が相次いで兵士の質も低下するなど、農民の兵役負担の軽減の必要があった。嵯峨天皇の弘仁年間には蝦夷征討も終結を見ていた。

（179字）

【配点の目安】（配点 25 点）

国際情勢

- ① 安史の乱以降の唐の衰退… 3 点
- ② 新羅国内の混乱… 2 点
- ③ 新羅の日本への貢朝… 2 点
- ④ 以上から生じる対外防備の必要性の低下… 4 点

国内状況

- ⑤ 律令制の課税負担… 2 点
- ⑥ 国司による公民の私的使役… 2 点
- ⑦ 以上から生じる農民の疲弊… 3 点
- ⑧ 同じく兵士の質の低下… 2 点
- ⑨ ⑦・⑧への対応としての農民負担軽減の必要… 3 点
- ⑩ 蝦夷征討の終了… 2 点

【2】

解説

【着眼点】

執権政治とはどのような政治形態なのか、まず考えておこう。そして、(1)～(5)がそれぞれ何をあらわしているのかまとめた上で、執権政治の形成過程について述べてゆけばよい。

【知識の整理】

●鎌倉時代の区分

鎌倉時代は、一般に3期に分けられて考えられている。その3期は、①将軍独裁、②執権政治、③得宗専制である。幕府成立については、幕府とは「出征中の将軍の幕営」を意味することから、1192（建久3）年に源頼朝が征夷大將軍に任命された時期を幕府とする説が古くからあるが、語義にとらわれた形式的解釈であり、政権の実質から見て、1185（文治元）年の守護・地頭設置の勅許を画期とする説が最も一般的である。

幕府の成立から1225（嘉禄元）年の北条政子の死までは、「将軍独裁期」と呼ばれている。源実朝が没し源氏の正統が絶えると、京都から三寅丸（九条頼経）を迎えたものの、北条政子が実質的に4代将軍の機能を果たしており、頼経の将軍宣下は、政子の死の翌年1226（嘉禄2）のことであった。この時期は、各将軍の時代によりそれぞれ性格が異なっており、1203（建仁3）年、源頼家を退け実朝を擁立し、北条時政が執権となって以降は、実権は北条氏に移ったが、概して1203（建仁3）年以前は源氏、以後は北条氏の独裁が特徴である。この時期には、執権を初め、政所（公文所）・問注所・侍所などの諸機関があったが、頼朝時代には、京都から招かれた下級官人グループにより、公事奉行人が随時流動的に重要政務にあたった。各国に守護を置き、京都には京都守護を置いたが、1221（承久3）年以後は六波羅探題をこれに代え、北条一門を任じた。

第二期の執権政治期は合議制を特色とする。幕府の政庁は第一期の大倉より宇津宮辻子に移され、同年複数執権（執権連署）制、評定衆制が始まり、1249（建長元）年、引付衆を置いた。

1232（貞永元）年には最初の武家法典としての御成敗式目を制定した。しかし、合議的な執権政治が変質し、第3期の得宗専制期が訪れ、北条氏の家督たる得宗家とその被官による専制政治が行われた。得宗が私邸に一部要人や被官を集めて行う寄合が、第2期の評定会議に代わり、最高政治機関となった。執権は存続したが、権力の根源は執権の地位よりも、得宗たる点にあった。第2期と第3期の画期は、1284（弘安7）年には得宗専制の強化に努めた北条貞時が執権となり、翌年得宗専制に抗する一般御家人の代表である安達泰盛が滅ぼされた霜月騒動が起こっていることから、これを画期とし、1285（弘安8）年から1333（元弘3）年の幕府滅亡までが第三期とされる。

●承久の乱

承久の乱の結果、幕府は後鳥羽以下三上皇を配流、仲恭天皇を廃し、後堀河天皇を立て、その父後高倉法皇の院政を始めさせた。この後は院政の開始や天皇の即位についても、幕府の意向を無視できなくなった。とくに1242（仁治3）年、四条天皇が没した後は、順徳上皇の皇子忠成王が、皇位の有力候補者であったが、幕府は上皇が承久の乱の際に討幕派であったのを嫌い、貴族の反対を排し、故土御門上皇の皇子後嵯峨天皇を強引に推戴した。

承久の乱によって、皇位や院政が、幕府の意志に拘束されるようになった。院政は従来の強力な権限を失い、国家秩序の維持に関して、院政が果たしてきた機能の多くが、実質的に幕府に移行した。院政が伝統的に苦慮してきた僧兵対策についても、鎮圧の主導権は幕府に移り、1236（嘉禎2）年、幕府は初めて大和に守護を置き、興福寺領に地頭を置くなどの強圧策によって、興福寺の僧兵を屈服させた。

院政と幕府の機能の変化は、地頭・御家人に対する幕府の態度を変化させた。院政が強力である限り、幕府はその圧力から地頭・御家人を擁護しなければならなかった。しかし院政の機能が衰え、幕府がそれを代行するようになると、幕府は単に地頭・御家人の保護者であることをやめ、在地領主（地頭・御家人）対荘園領主（貴族・寺社）の対立を調停し、現存秩序を維持する役割を果たすようになり、地頭の荘園侵略に対しては厳罰を処した。こうして乱後の幕府は、在地領主と荘園領主との勢力均衡の上に、その対立の調停者として、従来の院政の機能の若干を継承し、安定期を迎えた。

●執権政治

安定期に入った幕府政治は、やがて独裁政治から合議政治への転換を迎えた。実朝死後の幕府では、京都から迎えた三寅丸は幼年であり、頼朝の未亡人政子が、執権北条義時に助けられ、事実上の鎌倉殿として独裁を行い、承久の乱の難局をも切り抜けたのであった。しかし1224（元仁元）年、義時が没し、その子泰時が執権となり、1225（嘉禄元）年、政子が没すると、泰時は1225（嘉禄元）年から2年にかけて、幕府体制の大改革を行った。執権は2名（うち1名がいわゆる連署）となり、10余名の評定衆がこれを助け、合議により政治を運営することになった。1203（建仁3）年以来の執権政治はここに確立し、全盛期を迎えた。

1232（貞永元）年に制定された御成敗式目は、最初の武家法典であり、鎌倉時代の武士文化の最高の成果であった。幕府は従来から既存の公家法によらず、武士の現実生活から生まれた実践道徳としての「武者の習」に基づいて裁判を行ってきた。安定期に入った幕府が、裁判の

公平を期するための基準として編纂したのがこの式目である。公家法と異なり、武家社会独自の慣習（武者の習）に基づくものであるだけに、注目すべき新规定が少なくない。20年以上継続した所領の知行権を無条件で承認し、乱世の中で所領を確保した御家人の知行権を保護することによって、封建的関係の強化をはかる知行年紀法はその代表的なものである。

解答例

実朝死後、幕府では幼年の三寅を後見する北条政子が理非決断権を掌握していた。承久の乱後西国にも勢力を拡大し、全国支配と三寅の成人に備えた体制整備を必要とした執権北条泰時は、専制を行っていた政子の死後有力御家人・官僚による評定衆を設置して、頼経の將軍就任を前に理非決断の場を將軍から評定衆の合議に移した。

(150 字)

【配点の目安】（配点 25 点）

- ① 実朝死後、北条政子が実権を握る…5 点
- ② 承久の乱後、幕府勢力は西国に拡大する…5 点
- ③ 北条泰時が政権を掌握する…5 点
- ④ 泰時は政子没後、有力御家人を評定衆にする…5 点
- ⑤ 評定衆の合議成立後、頼経將軍になる…5 点（評定衆による合議政治が行われたことが指摘できていない場合は、0 点）

【3】

解説

【着眼点】

江戸時代はやはり農村が中心だから、というわけではないのだろうが、江戸幕府の都市政策や町人について正面きって取り扱った問題は近年見られない。かつては1986年の浮世風呂を素材とした身分意識に関わる問題、93年の小西来山の言葉を素材とする大坂町人の自意識に関わる問題、99年の商家における相続の問題が出されたが、そのまま都市問題に切り込むことはなく、2002年の城下町に関する問題、2010年の鉾山町に関する問題のように大都市ではないところに目が向けられている。江戸時代は城下町を中心とする都市の時代でもある。そしてその頂点にあるのが江戸である。断片的ではあるが教科書にも記述はある。このあたりで都市問題に正面から取り組むことは無駄ではないだろう。

【知識の整理】

●江戸の自治

教科書で江戸時代の都市について最初に出てくるのは、幕藩体制の支配に関わるところで、村に類似した自治組織があるという件である。道路を挟んで両側に連なる家々が町という共同体を構成していること、道路側に間口を持つ短冊形の土地区画が町屋敷であり、町屋敷を持つ家持が本来の町人であること、町は町人の代表である名主・町年寄・月行事などを中心として

町法（町掟）にしたがって運営されたことが、まず示されている。さらに、町人には重い税負担はなく町人足役が課せられる程度だったこと、町には本来の町人以外にも宅地を借りる地借、家屋を借りる借家・店借がいて、彼らは家持に地代・店賃を払う以外に負担はないが、町政には関われなかったことなどが記されている。

江戸の町についていえば、自治の頂点は町年寄であった。町年寄は町奉行所に出向いて政令を聞き町名主に伝えるのが役割で、樽屋・奈良屋・喜多村の三家が世襲した。町名主ももともとは世襲で、担当する町の数はいちまちであったが、町政を受け持ち、町触を掲示したり、町内の人別改に当たり、町奉行所への願書に奥印を与えたりした。

江戸の町割りには、中心部では京間 60 間（約 120 m）を一辺とする正方形から成る碁盤の目状の構成で、主要な通りを挟む両側 60 間によって町が形成されていた。例えば大伝馬町（現在の中央区北部。日本橋大伝馬町として一部に地名が残っている。）では主要な通りに面して間口 5 間奥行き 20 間の区画が作られた。それが上に述べた町屋敷である。町の片側には $60 \text{ 間} \div 5 \text{ 間} = 12$ の町屋敷が並ぶことになる。町屋敷は多くの場合、間口 2 間奥行き 5 間の商店（表店）が 2 つ作られ、間に幅 1 間の路地が置かれた。その路地を 5 間入ると、その路地の延長を挟んで裏長屋が連なる。裏長屋の間口は 9 尺（1 間半）奥行きは 2 間、面積は $1 \text{ 間半} \times 2 \text{ 間} = 3 \text{ 坪} = 6 \text{ 畳}$ になる。ここに住まうのは、天秤棒を担いで振売をする棒手振や大工・左官などの職人、鳶や大八車で荷を運ぶ車力などの日用（日雇）であった。

●町方人口構成の変化

江戸の人口は、1693（元禄 6）年には約 35 万人であったが、1721（享保 6）年には約 50 万人にまで増大した。この人口増大は、当初は明暦の大火以後の江戸の復旧の過程で日用の需要が急増しての増加とも考えられるが、江戸の再建が落ち着いてからは、江戸を中心とする商品流通の発展によるものと考えられる。江戸に流入する商品の量が倍加すれば、船着き場での荷揚げの労働力、荷揚げした荷物を運搬する車力などの労働力、それを消費者に届ける振売などの労働力も単純に考えれば倍加しなければならない。

一方、町屋敷は売買可能であったので、町屋敷を買い集める者が現れ、次第に町内に居住しない不在地主が増加し、町屋敷の合筆も行われるようになった。こうした家持の減少、町屋敷の合筆は、町役負担の面で問題を生んだ。町屋敷の減少は、町屋敷の頭数で分担していた町役の分母を小さくし、町屋敷 1 つあたりの町役負担を大きくしたからである。

教科書が「村とともに幕藩体制の基礎を構成してきた町はその性格を大きく変えた。（中略）町内の家持町人が減少し、住民の多くは地借や店借・商家奉公人らによって占められることが多かった。そして町内の裏長屋（中略）には、出稼ぎなどで農村部から流入してきた人びとや、棒手振・日用稼ぎに従事する貧しい民衆が多数居住した。」と記しているのはこのことである。

町は家持の数を減らさないように申し合わせるなどしたが、空洞化を止めることは難しかった。そのため、それまで町を単位に居住者が自前の労働で担ってきた上水道の浚いや火消人足、ゴミ処理などを、それを専門に請け負う人々に任せることになった。自前で労働を担うことが不可能になり、労働力を購入してそれに充てたことは、日用のような人々を更に江戸に引き込むことになった。日用の人々は、初め日用頭といわれる者の統制に従っていたが、新規流入が増大するにつれ統制がとれなくなった。すでに 1665（寛文 5）年には、幕府によって江戸に

日用座が設置されている。日用座が札銭を徴収して発行する日用札を持っていない者は日用の仕事に就けない、という対応を取るほどに日用は増加を見せていたが、その動きは一層加速されることになった。

●打ちこわし

幕府は、享保の改革に際して財政再建の一環として米価の上昇をはかった。空米取引の緩和をして仮需要の増加をはかり、酒造を奨励して実需要の増大もはかっている。1730（享保15）年には60万石を粳のまま貯蔵し、その分60万石を市場から買い入れたり、江戸の米問屋高間伝兵衛ら8人に上方からの流入米の独占権を与えることで市場の米流通量を減らし米価の釣り上げをはかったりしている。しかし、武士の利害を中心に置いたこうした政策は、何かことがあれば、江戸の町に多数存在するようになった下層民を脅かすことになった。1732（享保17）年に西国を中心に起きた蝗害によって享保の飢饉が起きる。飢饉そのものは、翌年が豊作であったために急速に収まったが、江戸の裏長屋に住まう人々にとってこの飢饉は大きな打撃であった。蝗害による米の不作で米価が上昇するにもかかわらず、幕府が米価高誘導策を変えなかったことで米価は急騰し、裏長屋に住まう人々はその日の食事にも事欠くありさとなった。その結果、1733（享保18）年正月25日に江戸で初めての打ちこわしが起きる。米価下落を求める再三の請願にも動こうとしない幕府に業を煮やした人々1700人が高間伝兵衛の店を襲い、家屋・家財などを打ちこわし川に投げ込むという事件である。

1782（天明2）年から1787（天明7）年にかけて起きた天明の飢饉の際にも、1787（天明7）年5月18日に本所・深川で玄米屋・舂米屋が襲われたことをきっかけに江戸の町中に打ちこわしが広まった。町奉行所では対応しきれず、長谷川平蔵ら先手組つまりは軍事組織が出て鎮圧した。参加者は家持や地主層ではない裏長屋に住む下層民たちだった。町奉行所は25日から1人につき銀3匁2分を御救金として配り、江戸橋蔵屋敷で米を1両につき3斗の価格で売り出した。6月8日には関東郡代伊奈忠尊に20万両を与えて1両につき2斗の価格で調達した米を1両につき4斗の値段で売り出した。

●幕府の町方下層民対策

幕府も江戸の町方に起きている変化、ことに都市貧困層の増加に関心だったわけではない。ここでは幕府がとった施策のうち、教科書に一般的に見られるものを確認しておく。

享保の改革では小石川養生所がそれに当たる。江戸の町医者小川笙船が目安箱に投書したことをきっかけに、小石川薬園内に小石川養生所を設置したというように、目安箱に関連して取り上げられることが多いが、小石川養生所では貧困者に対して無償で治療が行われており、これは増加しつつある下層民対策の1つであったといえる。

田沼意次の政権から松平定信の政権への移行に当たり、江戸における打ちこわしが大きな役割を果たしたことから、寛政の改革では意識的に下層民に対する施策が行われることになった。上記の御救金の配布や安価に米を供給した他、普請を行って仕事を与えるといったこともなされた。江戸に流入する無宿者を対象にして石川島に設けられた人足寄場も、手に職を持たせるという意味ではこれに当たるかもしれない。しかし、一般的に下層民対策として教科書に見られるのは七分積金だろう。七分積金とは、町入用を節約させ、その節約額の70%を積み立てて、

新設の江戸町会所に運用させて貧民救済体制の構築をはかるというものである。江戸の場合、寛政の改革の政策の1つである囲米と七分積金は連動している。もともと町入用の節約は諸物価引き下げの政策から出たものであった。政策の一環として地代・店賃の引き下げを命じるに当たり、家持の収入が減る分、町入用を削減して負担を減らそうとしたのである。その後、地代・店賃の引き下げは実施が出来ず、囲米と結合して「非常之備囲米・積金」となって江戸町会所が運営するものとなった。江戸町会所は七分積金と幕府の補助金を基に6万7千石を目標に粃を備蓄した。一方で、沽券＝町屋敷の権利証を担保に低利貸し付けを行い弱小家持の保護に当たるとともに、日常的に困窮者に米銭を支給したり、飢饉・疫病・大火などの場合に非常時の米銭の支給を行ったりして貧民層の救済に当たっている。この制度が機能したことが、天保の飢饉で全国に一揆・打ちこわしが横行したにもかかわらず、江戸では打ちこわしが起こらなかった理由という考えもある。実際、1836（天保7）年に江戸町会所は備蓄していた米銭を貧民に対して施している。

解答例

A 町方を本来に構成する家持の割合が減り、都市の様々な需要を賄うために、裏店に住まう貧民層の割合が増した。飢饉や物価の上昇が起こると貧民層の生活は成り立たず、打ちこわしが増加した。

(89 字)

B 小石川養生所を設けて無料で治療し、町入用の節約額を基金とする七分積金を町会所を設けて運用するなど貧民救済に努めた。

(58 字)

【配点の目安】（配点 25 点）

A

- ① 町方の本来の構成員である家持が減ってくる…3 点
- ② 裏店に住まう貧民層が増加する…3 点
- ③ 飢饉のように一旦バランスが崩れると貧民層が打撃を受ける…3 点
- ④ 貧民層が打ちこわしの主要な主体となる…3 点

B

- ① 享保期：小石川養生所…説明を含め3 点、説明に不備があれば1 点
- ② 寛政期：七分積金…説明を含め3 点、説明に不備があれば1 点

※人足寄場も人口構成の変化に対応する政策として可だが、享保期と並べるとこの字数では文章的に難しいだろう。

- ③ 寛政期についてはリード文(4)があるので、「新たな機関」が町会所であることを示す

…3 点

- ④ ①②は幕府による貧民層対策…4 点

【4】

解説

【着眼点】

近年増加傾向にあるグラフ利用の経済史の設問である。グラフの内容は問題文でも明示されているので、グラフ自体の読み取りは必要ないが、それぞれの時期がどのような時期かには留意して背景を考えよう。1が第一次産業革命期、2が第一次世界大戦期、3が昭和恐慌後、であることは読み取れただろうか。

【知識の整理】

1 第一次産業革命前後の日本の貿易構造

●製糸業と綿糸紡績業の発達

日本の第一次産業革命を支えた製糸業と綿糸紡績業の2つの産業は、異なる発展経過をたどった。

幕末の開国以来一貫して主力輸出品であった生糸は、近世以来養蚕業が発達していた関東甲信地方（いわゆる東山養蚕地帯）を中心に小規模生産形態が継続していたが、生産効率は、富岡製糸場への導入以来器械製糸が普及し、1894（明治27）年には、器械製糸生産がそれまでの座繰製糸生産を上回った。生糸は開国以来イギリス中心に輸出されていたが、日清戦争後はアメリカへの輸出が増大し、1909（明治42）年には清国を抜いて輸出世界1位になった。その原料はほぼ国産の繭で賄えたため、生糸輸出の増大は日本に多額の外貨をもたらした。欧米からの物資輸入を円滑にした。

一方綿糸紡績業は、開国後の安価で良質なイギリス製綿糸・綿製品の流入によって国内市場を席巻されたために一時衰退した。国内市場からイギリス製綿製品を駆逐し自国産綿製品での輸入代替を実現することは、経済的半植民地化を防ぐ意味からも重視され、政府も官営工場を中心に綿産業の復活をはかったが、小規模（2000 錠程度）のせいもあって、この段階で実現することはなかった。

綿糸紡績業の発達は1882（明治15）年設立の大阪紡績会社（渋沢栄一を中心に設立、1万500 錠規模）に始まる。ここでは、蒸気機関を用いたイギリス製のミュール紡績機が導入され、華族資本などによる資金の調達、山辺丈夫らのイギリス仕込みの技術者の採用で、国際規模の生産が行われた。大阪紡績会社の成功以後、大阪周辺を中心に大規模紡績工場が設立され、1890（明治23）年には国内綿糸生産量が輸入量を上回り、ボンベイ航路の開設による安価良質なインド綿花の安定供給や、綿糸輸出関税免除法（1894 年）、綿花輸入関税免除法（1896 年）などの政府の保護政策もあって、1897（明治30）年には綿糸輸出額が輸入額を上回って輸出産業へと成長した。しかし、綿産業の成長は同時に綿花・機械の輸入の増大ももたらした。輸出産業としての綿産業は未だ発展の途上にあった。

●日清戦争後の対外状況

1895（明治28）年、日清戦争の講和が成立し、下関条約が締結されると、清国から日本への遼東半島割譲を巡って、ロシアが主導して、フランス・ドイツと共に清国への返還を要求した（三国干渉）。日本はこの圧力に屈して返還に応じた（代償に3000 万両を清国から獲得）が、

このことは日本国民の反露感情を高揚させ、平民的欧化主義を主張していた徳富蘇峰が、「臥薪嘗胆」を唱えて国家主義に転じる契機となった。

下関条約では、日本は朝鮮を清国の影響下から切り離し、いわゆる利益線の確保に成功したかに見えたが、ロシアは朝鮮にも接近し始め、1895（明治28）年7月には朝鮮に親露政権が誕生した。この動きを食い止めようとした駐朝鮮公使三浦梧楼は、国王夫人の閔妃殺害による親日政権樹立という挙に出たが、翌1896（明治29）年には朝鮮国王高宗はロシア公使館に移って親露政権を作り、1897（明治30）年には国号も大韓帝国と改めた。日露間では、1896（明治29）年の小村・ウェーバー覚書、山県・ロバノフ協定、1898（明治31）年の西・ローゼン協定などの利害調整が行われたが解決せず、韓国を巡って日露の対立は深まった。

以上のような下関条約後のロシアの動きを受けて、第2次伊藤博文内閣と自由党は提携し、ロシアとの開戦に備えて海軍艦船20万トン、陸軍14個師団を達成するため、10年間で総額2億8000万円にのぼる大軍備拡張計画を策定した。このことは国内においては営業税国税化、酒税増税、さらには地租増徴という増税政策になって現れるが、貿易の面では、国内では調達できない軍需物資や機械の大量輸入をもたらすことになった。

●日本の貿易構造

幕末の開国以来、日本の貿易は原料や半製品を輸出して製品を輸入する後進国型の構造を持って進行してきたが、日清戦争前後の第一次産業革命の進行はその構造を一変することになった。表1にあるように、輸出品は生糸、綿糸、綿織物などの半製品・製品が中心になり、輸入品は綿花などの生産原料、鉄類・機械などの重工業品や原料、砂糖などの食料品が中心となって、先進国型に変化した。綿糸・綿織物の輸出（生産）の増大は綿花輸入を増大させ、又、日清戦争後の軍備拡大は鉄類・工作機械などの輸入を増大させたが、輸入に必要な外貨は国産繭を原料とし、順調に輸出を伸ばし続けた生糸が供給することになった。

2 大戦景気と日本の貿易

1914（大正3）年の第一次世界大戦の開始と4年にわたる総力戦の展開は、日本に大戦景気と呼ばれる好景気をもたらした。イギリス・フランスなどがヨーロッパでの総力戦を展開している間に、日本は空白になったアジア市場に綿糸・綿布の輸出を伸長させ、日本と同盟関係にあったロシアなどの協商国への軍需品輸出を増大させた。一方で、日本と同じく、直接の戦場にならず、協商国側に協力して輸出を伸ばしたアメリカへの生糸・羽二重などの絹製品の輸出も増大した。こうした輸出の増大は海運業に空前の好景気をもたらし、海上運賃と傭船料の高騰に伴って船舶需要を高めて造船業の好況へと波及した。第一次世界大戦はアジア諸国のスズ・生ゴムなどの戦略物資輸出や交戦国の食料輸入の増大などをもたらしたため、世界的に船舶不足は進行し、1917（大正6）年2月からのドイツの無制限潜水艦作戦の展開はこれに拍車をかけて、すでに1900年代には客船・貨物船レベルでは技術が世界水準に達していた日本の造船業界は、船舶輸出を増大させていった。

こうした輸出の増大は、ドイツからの輸入途絶による国内化学工業の発達開始と合わせて国内の重工業・軽工業を発達させたが、一方において表2にあるように綿花などの原料輸入額、鉄類などの重工業資材の輸入額を増大させ、増加し続ける生糸・羽二重の輸出と合わせて、日

本経済がアメリカに依存する構造も生み出した。

3 昭和恐慌と日本の貿易

1929（昭和4）年、浜口雄幸内閣の蔵相に就任した井上準之助は、緊縮財政による物価の抑制とカルテルの促進などによる産業合理化を進めつつ、1930（昭和5）年1月、旧平価（100円＝49.85ドル）での金輸出解禁を断行して為替の安定による貿易の伸長を目指した。

しかし、前年10月24日のアメリカ株式市場の暴落に端を発した世界恐慌は日本にも波及しており、この時点での金輸出解禁は、当時の鐘紡社長武藤山治（新平価解禁を主張していた）が「嵐に向かって窓を開くようなものである」と批判していたとおりの結果をもたらした。

幕末の開国以来日本の輸出の中心であった製糸業は世界恐慌の打撃を真っ先に受け、アメリカへの生糸輸出は激減し、これを受けて原料繭の価格も低下したため、打撃は国内養蚕業、これを主な収入源とする農村に及んだ。また、綿産業も後進諸国の購買力の低下による需要の低下で綿糸価格の下落に見舞われ、国際的には弱体だった重化学工業分野では、旧平価（実質円高）での金輸出解禁による輸入物価の低下で不振になり、正貨の流出も進んで、日本は昭和恐慌に陥った。

1931（昭和6）年12月、犬養毅内閣の蔵相に就任した高橋是清は、昭和恐慌への対処として直ちに金輸出を再禁止し、管理通貨制度への移行をはかった（制度化は1942年、日銀法改正）。高橋蔵相は、金輸出禁止に伴う円価格の低下（12月中に100円＝34ドルまで低下）を利用した低為替政策を採ると共に、財政政策においても、軍事費支出の増大、時局匡救費の創設などによる立憲政友会伝統の積極財政に転じ、国内経済の活性化をはかった。

このうち、1933（昭和8）年には日本は恐慌を脱するが、その牽引役を担ったのは綿製品である。日本産の綿糸・綿織物は、低為替の持続（1932年には100円＝20ドル程度まで下落）によってアジアや環太平洋地域に輸出を伸ばし、1934（昭和9）年には綿織物輸出額は生糸輸出額を超えて輸出品の中心の座を占めることになった。しかし、国内における低賃金と国際的な低為替とに支えられた日本の綿製品輸出の増大は、欧米諸国からはソーシャル＝ダンピングとして批判を受け、欧米経済のブロック化の進行をもたらすことにもなった。

解答例

A 国産繭を原料とした生糸は、欧米に輸出されて外貨を獲得し、軍需物資輸入を容易にして、日露戦争に向けた軍備拡大に貢献した。

（60字）

B 第一次世界大戦とドイツの無制限潜水艦作戦で船舶が不足した。

（30字）

C 最大の輸出品であった絹製品はアメリカへの輸出が世界恐慌によって激減した。一方、高橋是清蔵相による金輸出再禁止とそれに伴う低為替政策で、アジア・太平洋地域への綿製品輸出は急増した。

（90字）

【配点の目安】（配点 25 点）

A

- ① 生糸の原料は国産繭… 2 点
- ② 欧米輸出による外貨の獲得… 2 点
- ③ ②の軍需物資輸入への貢献… 2 点
- ④ 日露戦争に向けた軍備拡大… 2 点

B

- ① 背景：第一次世界大戦… 2 点, ドイツの無制限潜水艦作戦… 2 点
- ② ①による船舶不足の明示… 3 点

C

- ① 絹製品の変化：最大の輸出品→アメリカへの輸出激減…各 1 点
原因：世界恐慌… 2 点
- ② 綿製品：アジア・太平洋地域への輸出急増… 2 点
原因：高橋是清蔵相… 2 点 金輸出再禁止（低為替政策も可）… 2 点



会員番号	
------	--

氏 名	
-----	--